令和５年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち

荒廃農地等再生支援事業補助金交付等要項

制定　令和５年４月19日付け　産振第47号

改正　令和５年６月28日付け　産振第218号

（趣旨）

第１　国内外で需要が拡大しているかんしょについて、県内での生産拡大を進めるため、規模拡大の意向のあるかんしょ農家及び新規でかんしょの栽培を希望する者等を対象に、荒廃農地の再生等によるかんしょ生産農地の確保の取組と、大規模に再生した農地でかんしょを作付ける取組に対して支援を行う。

（通則）

第２　令和５年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち荒廃農地等再生支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）及びこの要項に基づき補助金を交付する。

（交付の目的）

第３　補助金は、第１の趣旨を踏まえ、次の１及び２に要する経費を交付するものとする。

１　荒廃農地等再生対策

別記１に定める事業に要する経費

２　再生農地作付促進対策

別記２に定める事業に要する経費

（定義）

第４　この事業において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）事業実施主体　令和５年度及び令和６年度にかんしょの生産拡大意向のある農業者及び農業者団体又は新規でかんしょの栽培を希望する者等をいう（ただし、販売を目的としてかんしょを栽培する者に限る）。

（２）再生作業　賃借等により当該農地を長期間にわたって耕作する者を確保

して、又はその見通しをもって行う障害物除去、深耕、整地及び土壌改良

をいう。

（３）荒廃農地　現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作

　　業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。利用状況調査と併せて農

業委員会が現地調査を実施し、客観的に判定した土地をいう。

（４）耕作放棄地　以前耕地であったもので、過去１年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作するはっきりとした考えのない土地をいう。

（５）放任樹園地　過去１年以上、当該農地において果実を収穫しておらずかつ、今後、数年以上果実を収穫するはっきりとした考えのない土地をいう。

（事業の内容）

第５　本事業は、荒廃農地等再生対策及び再生農地作付促進対策により構成されるものとし、事業内容、事業実施主体又は取組主体、採択要件、補助率等についてはそれぞれ別記１及び別記２に定めるとおりとする。

２　事業費の低減

事業実施主体は、本対策を実施するに当たっては、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

（事業の推進体制）

第６　県は、市町村及び関係機関の協力を得て事業を適正に推進するものとする。

（事業の実施等）

第７　事業実施計画並びに取組内容の変更手続については、別記１及び別記２により行うものとする。

２　事業の着手については、原則として、茨城県補助金交付規則第５条に定める交付の決定（以下「交付決定」という。）の後に着手するものとする。なお、再生した農地で令和５年にかんしょを作付けする場合、この限りではない。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、計画承認後、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合においては、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（補助の対象及び補助率）

第８　知事は、荒廃農地等再生対策及び再生農地作付促進対策を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

２　補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別記１及び別記２に定めるところによる。

（流用の禁止）

第９　荒廃農地等再生対策及び再生農地作付促進対策に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

（補助金の交付申請）

第10　規則第４条の規定による補助金の交付申請をしようとするときには様式第１号による交付申請書を、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

２　市町村長は、第１項で定める交付申請書の提出があった場合には、内容を確認の上、様式第２号により知事に提出するものとする。

３　前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に掛かる仕入れ消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額という。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

　ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合にはこの限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第11　交付申請書の提出期限は、知事が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第12　知事は、第10第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該交付申請書について、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対し様式第３号により、市町村には様式第４号により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第13　事業実施主体は、第10第１項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第12の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して10 日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

（補助事業の変更）

第14　第12の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号に示す重要な変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第５号）について市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

（１）事業実施主体の変更

（２）事業の中止又は廃止

（３）補助対象経費の30％を超える増又は県補助金の増

（４）補助対象経費又は県補助金の30％を超える減

２　市町村長は、第１項で定める変更承認申請書の提出があった場合には、当該変更承認申請書について、内容を確認の上、様式第２号により知事に提出するものとする。

３　知事は、当該変更承認申請書の変更の内容が適切と認めた場合には、事業実施主体には様式第６号により、市町村には様式第４号により通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第15　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第５号により知事の承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときには速やかに様式第５号により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（概算払い）

第16　補助金は、事業完了後交付するものとする。ただし、知事が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

２　概算払は、交付決定した金額の90パーセントを限度とする。ただし、知事が交付決定金額全額を概算払する必要があると認める場合は、この限りでない。

３　補助事業者は、第１項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書（様式第７号）を知事に提出しなければならない。

４　前項の規定により概算払を受けた補助事業者は、実績報告書提出の際に、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成５年茨城県告示第404号）様式第102号）を併せて提出しなければならない。

（実績報告）

第17　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は、令和６年３月31日のいずれか早い日までに必要な書類を添えて、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

２　実績報告に必要な書類は、荒廃農地等再生対策においては様式第８号、再生農地作付促進対策においては様式第９号とし、詳細は別記１及び別記２に定める。

３　補助事業者は、前項の実績報告書を提出する場合において、第10第２項ただし書きに規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかになった場合、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

４　補助事業者は、第１項の実績報告書を提出した後において、第10第２項ただし書きに規定する事業主体に係る部分における消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体にあたっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（様式第10号）により知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第18　知事は、第17第１項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者には様式第11号により、市町村には様式第４号により通知するものとする。

２　知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３ 前項の補助金の返還期限及び延滞金は別に定めるものとする。

（額の再確定）

第19　補助事業者は、第18第１項の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17第１項に準じて提出するものとする。

２　知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第18第１項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

３ 第18第２項及び第３項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第20　知事は、第15第１項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第12第１項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が、補助金を推進事業等以外の用途に使用した場合

（３）補助事業者が、推進事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（４）交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　知事は、第１項第１号から第３号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、別に定めるものとする。

（財産の管理等）

第21　補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第22　取得財産等のうち規則第20条第２号の知事が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50 万円以上の機械及び器具とする。

２　取得財産等のうち規則第20 条第３号のその他知事の定めるものは、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び器具であり、かんしょの生産のために必要な２件以上の機器及び器具を同時に購入し、その取得価格又は効用の増加価格の合計額が50万円以上になるものとする。

３　規則第20条に定める財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

４　補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

５　前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第10第１項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第12の規定による交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとみなす。

（１）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

（２）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

６　第４項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

（補助金の経理）

第23　補助事業者は、推進事業等についての帳簿を備え、ほかの経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第58条の規定による帳簿の保存は、同法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

３　補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前２項に規定する帳簿等に加え、様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

４　前３項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（効率的かつ適正な執行の確保）

第24　県は、本事業の実施に関し、必要な限度において、事業実施主体に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

２　県は、本事業の実施に関し監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認められるときには、その違反を是正するために、事業実施主体に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（補則）

第25　本要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

別記１　荒廃農地等再生対策

第１　趣旨

　規模拡大の意向のあるかんしょ農家及び新規でかんしょの栽培を希望する者等を対象に、荒廃農地の再生等によるかんしょ生産農地の確保のための取組に対して支援を行う。

第２　取組主体

　当事業に取組むことができる者は、本要項第４第１項第１号に規定する事業実施主体とする。

第３　対象農地等

この事業における対象となる土地は、荒廃農地、遊休農地、耕作放棄地（荒廃農地及び遊休農地に該当する農地を除く。）、田（令和４年度もしくは令和５年度に水稲の作付があったものに限る。）又は放任樹園地（荒廃農地及び遊休農地に該当する農地を除く。）等とする。ただし、再生した農地において、営農型太陽光発電等、事業効果を減じる行為を行う場合は対象としない。

第４　交付対象となる経費の範囲

　この事業において、交付対象となる経費は、第３の対象農地の再生作業のうち重機を用いた樹木の抜根を伴わない場合は１、重機を用いた樹木の抜根を伴う場合は１及びこれと併せて必要となる２とする。

　なお、各費目の内容は下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 費目 | 内容 |
| 資材費 | 再生作業に使用した機械の燃料代及びその他消耗品代、ほ場の土壌改良のための資材費及び緑肥作物の種子代 |
| 機械経費 | 自主施工の場合は機械損料、リースの場合はリース代 |
| 工事雑費 | 再生作業に係る保険料等 |
| 委託費 | 再生作業に係る委託費等、再生作業によって生じた廃棄物の処分料 |
| 労務費 | 荒廃農地等の再生整備に係る者の人件費 |

１　荒廃農地等の再生整備

（１）障害物除去、深耕及び整地等（客土を伴うものは除く）に必要な資材費、機械経費、工事雑費、委託費並びに労務費（事業実施主体自らが再生作業を行う際に発生する労務費を含む。）

（２）再生作業と併せて行う土壌改良（有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）に必要な資材費

２　重機を用いた樹木の抜根を伴う荒廃農地等の再生整備

樹木の抜根作業に必要な資材費、機械経費、工事雑費、委託費及び労務費

第５　補助対象経費及び補助率

前条に規定する経費及びこれに対する補助率は、以下に定めるところによるものとする。ただし、荒廃農地等の再生に係る市町村単独補助を活用する場合には、市町村単独補助額と本事業の補助額の合計が事業費を超えない範囲で認めるものとする。

　なお、補助対象経費については、県で定める機械損料単価や労務単価を上限単価として設定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補 助 率 | 補 助 額 |
| １　荒廃農地等の再生整備 | １／２ | 上限10万円／10a |
| ○障害物除去、深耕、整地等に必要な資材費、機械経費、工事雑費、委託料、労務費（事業実施主体自らが再生作業を行う際に発生する労務費を含む。）○再生作業と併せて行う土壌改良（有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）に必要な資材費 |
| 　 | 再生面積が1ha以上の場合 | ２／３ | 上限15万円／10a |
| ２　重機を用いた樹木の抜根を伴う荒廃農地等の再生整備 | １／２ | 上限15万円／10a |
| ○樹木の抜根作業に必要な資材費、機械経費、工事雑費、委託料、労務費 |
| 　 | 再生面積が1ha以上の場合 | ２／３ | 上限20万円／10a |

第６　採択要件

１　事業実施主体は再生した農地において、収量及び品質の向上に努めながら、５年間のうちかんしょを３作以上作付けするものとする。ただし、再生作業後、初年度は必ずかんしょを作付けすること。

２　農地の所有者と事業実施主体が異なる場合は、事業実施主体が貸借権の設定等によって、５年間、当該農地を耕作する権利等を有していること、又は有することが見込まれること。

３　本事業の実施により、事業実施主体のかんしょの栽培面積が、令和４年産より増加すること。

４　事業実施主体は、対象農地の再生作業を令和５年４月１日以降に着手し、令和６年３月31日までに完了すること。また事業実施主体は、再生作業実施時には当該農地を再生する権利を有していること、又は有することが見込まれること。

第７　事業の実施手続等

１　事業実施計画の作成

事業実施主体は、様式第13号及び様式第14号により事業実施計画書を作成するものとする。ただし、この事業のうち、第４の１に定める荒廃農地等の再生整備については、様式第14号に代わり、様式第15号により事業実施計画書を作成することもできる。

２　実施手続

（１）事業実施主体は、事業の対象農地が所在する市町村長を経由して令和６年１月31日までに事業実施計画書を知事に提出するものとする。なお、事業実施計画書の作成に当たっては、市町村に事前相談するものとする。

（２）市町村長は、（１）の事業実施計画書の提出があった場合には、当該事業実施計画書について、荒廃農地等の地番や面積等を確認の上、様式第16号により知事に提出するものとする。

（３）農林事務所長は（２）の事業実施計画書の提出があった場合には、荒廃農地等再生支援事業実施計画書補助簿（様式第17号）に当該事業実施計画書に記載している事業費や面積等を記入し、当該事業実施計画書と補助簿の補助額が一致するか確認の上、当該事業実施計画書に添えて、知事に提出するものとする。

（４）知事は、当該事業実施計画書の内容が第６に定める採択要件に適合すると認めた場合には、事業実施主体には様式第18号により、市町村には様式第19号により通知するものとする。

（５）事業実施計画の重要な変更については、第１号から第４号までに準じて手続を行うものとし、重要な変更とは以下のアからエまでのとおりとする。

　　　ア　事業実施主体の変更

　　　イ　事業の中止又は廃止

　　　ウ　補助対象経費の30％を超える増又は県補助金の増

　　　エ　補助対象経費又は県補助金の30％を超える減

３　事業の着手

本要項第７第２項ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、様式第20号により交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

第８　補助金の交付決定

補助金の交付申請及び交付決定は、本要項第10から第12 までに定めるところによるものとする。

第９　実績の報告

１　本要項第17条第１項に規定する実績報告書の様式は、様式第８号とする。

２　農林事務所は、市町村長を経由して実績報告書が提出された場合には、速やかに現地確認を行うものとする。

第10　補助金の確定

補助金の確定は、本要項第18に定めるところによるものとする。

第11　事業実施状況の報告等

１　事業実施主体は、再生作業後、３作かんしょを作付けるまで、毎年度７月末日までに、報告年度において作付したかんしょの面積及び直近の会計年度における販売金額について記載した様式第21号を知事に提出するものとする。ただし、事業実施主体は、再生作業と同年度にかんしょを作付けた場合、１作目及び２作目のかんしょ作付面積及び直近２年分の会計年度における販売金額について、再生作業の翌年度に様式第21号を知事に提出するものとする。なお、３作目以降は報告年度ごとに様式第21号を知事に提出するものとする。

２　知事は、１の報告を受けた場合、その内容を確認し、必要に応じ、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

第12　留意事項

１　事業実施主体は、再生した農地において、原則、再生作業後から５年間のうち３作以上かんしょ（再生作業後の最初の作付けはかんしょを必須とする）を作付けしなければならない。ただし、下記（１）に掲げるかんしょ休作の要件、並びに（２）に掲げる事業中止の要件のいずれかに該当すると知事が認める場合は、この限りでない。

なお、休作期間は作付の年数に含めない。

また、事業実施主体は事業の中止後再生した農地を農地のまま管理することとし、この際、かんしょ以外の品目の栽培や、作業委託を妨げない。

（１）かんしょ休作の要件

ア　豪雨、地震等の自然災害により、再生作業後、初年度にかんしょを作付けできない、もしくは、５年中３年以上、休耕またはかんしょ以外の作物を作付する必要が生じた場合。

イ　かんしょの生育に明らかな支障が生じたため、農地の改善等が必要となり、５年中３年以上、休耕またはかんしょ以外の作物を作付する必要が生じた場合。

ウ　前各号に掲げる場合のほか、事業実施主体の責めに帰さない事由により、再生作業後初年度にかんしょを作付けできない、もしくは、５年中３年以上、休耕またはかんしょ以外の作物を作付する必要が生じた場合。

（２）事業中止の要件

ア　かんしょ市場価格等の大幅な下落により、高収益な品目に転換する場合

イ　豪雨、地震等の自然災害により、かんしょの栽培の継続が困難である場合

ウ　事業実施主体において、農業者本人の死亡及び高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により、かんしょ栽培の継続が困難である場合

エ　事業実施主体において、農業者等の組織する団体の構成員が死亡したこと等により、団体としてかんしょの栽培の継続が困難である場合

オ　土地収用法（昭和26年法律第219号）等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は同法第３条の「土地を収用し、又は使用することができる事業」の要請により任意に売り渡し、若しくは使用させた場合

カ　前各号に掲げる場合のほか、事業実施主体の責めに帰すことができない事由により、かんしょの栽培が困難であることが明らかな場合

２　事業実施主体は、第１項第１号並びに第２号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、様式第22号による申請書を知事に提出するものとする。

３　再生した農地の貸借契約を地権者の意向により解約し、かんしょ栽培が継続できない場合、補助金の返還を命じることとする。

ただし、令和元年度、令和２年度、令和３年度及び令和４年度の荒廃農地等再生支援事業の事業実施主体において、再生作業を実施した農地と同等以上の面積の代替農地でかんしょ栽培を継続する場合、補助金の返還を求めないこととする。なお、事業対象農地の変更は第２項に準じて手続を行うものとする。

４　知事は、第２項及び第３項による事業実施主体からの申請が適当であると認める場合は、様式第23号により事業実施主体に通知するものとする。

別記２　再生農地作付促進対策

第１　趣旨

　荒廃農地を大規模に再生する生産者に対して、再生した農地におけるかんしょ作付を促進するため、生産に寄与する機械導入に関して支援を行う。

第２　取組主体

　当事業に取組むことができる者は、本要項第４第１項第１号に規定する事業実施主体とする。ただし、別記１に定める荒廃農地等再生対策を活用し、1ha以上荒廃農地等を再生する者に限る。

第３　交付対象となる経費の範囲

１　この事業において交付対象となる経費は、以下に示す機械の導入に係る本体価格であって、次の基準を満たすものとする。

・かんしょ収穫機

・かんしょ移植機

・かんしょ生産に必要なアタッチメント（土壌消毒機、マルチャー、マルチ回収機等）

・洗浄機

・選果機

・かんしょ加工品の製造に必要な機械

・トラクター（かんしょ生産に必要なアタッチメントとセットで導入する場合に限る）

・その他かんしょの生産から出荷に必要な機械（キュアリング処理に使用するリーファーコンテナ等）

（１）原則、本体価格が50万円以上の機械とする。

ただし、かんしょ生産に必要なアタッチメント等で本体価格が50万円に満たない場合、他に導入する機械と一体となって効果を発揮すると認められる時に限り、導入しようとする複数の機械の本体価格の合計が50万円を超える場合は対象とする。なお、合算できるのは本体価格10万円以上の機械とする。

（２）原則、新品であること。

ただし、既存の機械の有効利用の観点及び地域の実情から見て適当と認められる場合は、中古機械の利用によるものを含むことができる。なお、この場合、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15 号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）が２年以上の機械とする。

（３）令和５年度内に導入が完了する機械であること。

２　交付対象となる経費に含めないものは次の第１号から第３号のとおりとする。なお、下記以外で疑義が生じた場合には、産地振興課と協議するものとする。

（１）一般的に普及している機械【管理機、動力噴霧機（自走式無人防除機を除く）等】

（２）既存機械・施設の更新

（３）汎用性がある機械・施設【トラック、一般的なフォークリフト、運搬機、車載型クレーン、ホイールローダー、バックホー、刈り払い機、電動バサミ、冷蔵庫等】

第４　補助対象経費及び補助率

１　補助対象経費は、前条に定める機械購入に係る本体価格とし、補助率は1/3以内とする。

２　１つの事業実施主体に交付する補助金の上限は2,000千円とする。

第５　成果目標

　　　令和８年度のかんしょ作付面積とする。なお、令和４年度を現況として令和８年度までに増加する面積が、令和５年度に荒廃農地等再生対策を活用して再生する面積よりも増加することを必須とする。

第６　採択要件

１　事業実施主体は、令和５年度に別記１に定める荒廃農地等再生対策を活用して1ha以上荒廃農地等を再生する者に限るものとし、第７第２項に定める事業実施計画書の提出日までに、既に荒廃農地等再生対策の計画申請がされている者、もしくは、同時に荒廃農地等再生対策の計画申請をする者を対象とする。

２　採択にあたっては、令和５年度における荒廃農地等再生支援事業の活用面積が多い順から採択するものとし、再生面積が同じ場合は、補助額が少ない方から採択するものとする。

第７　事業の実施手続等

１　事業実施計画の作成

事業実施主体は、様式第24号により事業実施計画書を作成するものとする。

２　実施手続

（１）事業実施主体は、事業の対象農地が所在する市町村長を経由して、知事が別途定める日までに事業実施計画書を知事に提出するものとする。

（２）市町村長は、（１）の事業実施計画書の提出があった場合には、当該事業実施計画書について、内容を確認の上、様式第16号により知事に提出するものとする。

（３）農林事務所長は（２）の事業実施計画書の提出があった場合には、内容を確認の上、知事に提出するものとする。

（４）知事は、当該事業実施計画書の内容が第６に定める採択要件に適合すると認めた場合には、事業実施主体には別紙様式第18号により、市町村には様式第19号により通知するものとする。

（５）事業実施計画の重要な変更については、第１号から第４号までに準じて手続を行うものとし、重要な変更とは以下のアからエまでのとおりとする。

　　　　ア　事業実施主体の変更

　　　　イ　事業の中止又は廃止

　　　　ウ　補助対象経費の30％を超える増又は県補助金の増

　　　　エ　補助対象経費又は県補助金の30％を超える減

３　事業の着手

本要項第７第２項ただし書きの交付決定前の着手に当たっては、様式第20号により交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

第８　補助金の交付決定

補助金の交付申請及び交付決定は、本要項第10から第12 までに定めるところによるものとする。

第９　事業完了の報告

１　本要項第17条第１項に定める様式は様式第９号とする。

２　本対策の実績報告は、並行して実施する荒廃農地等再生対策の交付決定を得てからおこなうものとする。

３　産地振興課と農林事務所は、事業完了報告書が提出された場合には、速やかに現地確認を行うものとする。

第10　補助金の確定

補助金の確定は、本要項第18に定めるところによるものとする。

第11　事業実施状況の報告等

１　事業実施主体は、別記１第11に定める報告をもって、当対策の報告に代えることができる。なお、令和８年度まで報告しなければならない。

第12　留意事項

１　業者選定について、一般競争入札または３者以上の見積もりを原則とする。なお、中古の機械導入等３者以上の見積もりが困難と認められる場合には、２者以下の見積もりも可能とする。

２　第３第１項第１号ただし書きの規定により財産を取得する場合、財産処分に係る制限期間は、一括償却資産及び少額減価償却資産の特例活用の有無に関わらず、　「減価償却財産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

３　機械の能力及び規模は、栽培面積、生産及び出荷数量等を勘案して決定する。また、茨城県特定高性能農業機械導入指針で定める機械については、利用下限面積を上回ることを目安とする（算出においては既存機械も考慮すること）。

４　トラクターについては、かんしょの生産に必要なアタッチメントとセットで導入し、かんしょの生産に確実に使用される場合のみを対象とする。また、茨城県特定高性能農業機械導入指針で定める能力のトラクターを購入しようとする場合は、利用下限面積を上回ることを目安とする（算出においては既存機械も考慮すること）。

５　事業実施主体は、機械の効率的利用が図られるよう、利用管理等に関する規定を定め、利用計画を策定するとともに、作業日誌、利用簿等必要な帳簿を備えておくものとする。

６　本対策を活用して導入した機械には、事業名、実施年度及び事業実施主体等を明記するものとする。

付　則

１　この要項は、令和５年４月１日から施行する

２　令和元年度から令和４年度に、茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち荒廃農地等再生支援事業実施要領及び茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち荒廃農地等再生支援事業補助金交付要項に基づく事業を実施した者においては、本要項別記１第11及び別記１第12を適用するものとし、その他については従前のとおりとする。

付　則（令和５年６月28日付け、産振第218号）

この要項の改正は、令和５年６月28日から施行する